

別 紙

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

大田区の人口は、717,082人（外国人含）であり、特別区では、第3位の規模である。（平成27年国勢調査）。区内は工業地域、商業地域、住宅地域などエリアごとに特徴があり、区全体で企業活動と生活空間が共存している。

現在区内には約4,200のものづくり企業が立地しており、機械金属加工、精密加工、試作品、特注品などを得意とする基盤技術産業が数多く集積している。また、平成28年経済センサス活動調査によると、東京都の全事業所に占める製造業の割合は9.6%、全国では10.0%となっているところ、大田区の全事業所に占める製造業の割合は14.3%であり、東京都、全国と比べても高く、「ものづくりのまち」としての大田区の特徴を示している。

令和元年度大田区ものづくり産業等実態調査によると、得意とする技術分野として「切削、レーザー・放電加工」、「研削・研磨」を挙げる事業者が多く、開発・設計分野、生産・組立分野を得意とする事業者も総じて多い。また、大田区の工場は、「仲間まわし」と呼ばれる集積を活用したネットワークの力で、大企業やものづくりベンチャー企業等に対して開発や設計等の提案を実施している。こうした企業群の集積による対応力、提案力、機動力が大田区製造業の強みといえる。

しかし現在、大田区の中小企業は、人手不足、後継者不足等の課題に直面している。特に大田区の産業を支える製造業においても、従業員の退職や高齢化に伴う技術・技能の継承に係る影響・問題の有無について「既に影響が出ている」という事業所が約1.5割となっており、これに「今後影響が出てくる」を加えると、5割強の事業所が、技術・技能の継承に危機感を感じている。また、従業員規模が小さくなるほど、「廃業を考えている」企業が増加しており、従業員数3人以下では4割弱に達している。

このような中、大田区の中小企業の生産性を抜本的に向上させることで、人手不足に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていくことは喫緊の課題である。

したがって、大田区では、中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、大田区が都内で最も設備投資が活発な自治体の1つとなり、更に経済発展していくことが期待される。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企

業者の先端設備等の導入を促すことで、都内で最も設備投資が活発な自治体の1つとなり、更に経済発展していくことを目指す。これを実現するための目標として、計画期間中に5年間で300件程度の認定件数を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性(※)(中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。)が年平均3%以上向上することを目標とする。

※労働生産性とは、営業利益、人件費及び原価償却費の合計を、労働投入量(労働者数又は労働者数×一人当たり年間就業時間)で除したものとす。

2 先端設備等の種類

大田区の産業は、製造業、卸売・小売業、宿泊業・飲食サービス業等と多岐にわたり、これらの業種で広く生産性の向上を実現する必要がある。したがって、中小企業者による多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

大田区の産業は、駅周辺、臨海エリア、丘陵部と広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は区内全域とする。

(2) 対象業種・事業

平成26年経済センサス基礎調査報告(大田区版)によると、大田区内の事業所数は31,432所であり、主な業種別では、卸売業・小売業が22%、製造業が15%、宿泊業・飲食サービス業が13%、不動産業・物品賃貸業が10%、建設業が7%となっている。このように、製造業以外にもサービス業等の多様な業種が大田区の経済、雇用を支えているため、幅広い業種において事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

また、生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象

とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

計画期間は国が同意した日から5年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

計画期間は3年間、4年間、または5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ・公序良俗に反する取組みや、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。